

## 上越市物品調達等業者指名停止措置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する物品の製造の請負、購入若しくは賃貸借、印刷製本又は役務の提供(以下「物品調達等」という。)について、上越市物品入札参加資格審査規程(平成元年上越市告示第5号)第2条に規定する入札に参加することができる者(以下「有資格業者」という。)を、指名競争入札の参加者又は随意契約の相手方とする指名(以下「指名」という。)の対象から除外すること(以下「指名停止」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該措置要件の区分に応じ、同表右欄に定める期間(以下「区分別期間」という。)の範囲内において情状に応じて期間を定め、当該有資格業者に対して指名停止を行うものとする。

### (指名の制限)

第3条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を指名してはならない。ただし、随意契約の場合において、やむを得ない事情により、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、現に指名をしている指名停止の期間中の有資格業者があるときは、当該指名を取り消すものとする。

### (指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案について別表左欄に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、区分別期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、区分別期間の短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表左欄に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、再び同表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合

(2) 別表第4号から第12号までに掲げる措置要件(以下「贈賄等要件」という。)に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、贈賄等要件のいずれかに該当することとなった場合(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長は、有資格業者について情状を酌量すべき特別な事情があると認めるときは、指名停止の期間を区分別期間又は前2項の規定による指名停止の期間の短期に2分の1を乗じて得た期間（当該期間に1日未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた期間）まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、指名停止の期間を区分別期間又は第1項の規定による指名停止の期間の長期に2を乗じて得た期間（当該長期に2を乗じて得た期間が24月を超える場合は、24月。以下「延長期間」という。）まで延長することができる。
- 5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状を酌量すべき特別な事情又は極めて悪質な事由があることが明らかになったときは、区分別期間、前各項又は次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 別表第12号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間を満了した有資格業者について、当該指名停止に係る極めて悪質な事由があることが明らかになったときは、延長期間の範囲内で指名停止の期間を変更したものと想定し、その期間から満了した指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 7 市長は、前各項の規定による指名停止の期間中において、有資格業者が別表左欄に掲げる措置要件に該当しないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者の指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に係る指名停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）における指名停止の期間の短期は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 有資格業者に係る談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合において、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を市長に提出したにもかかわらず、別表第8号、第11号又は第12号に掲げる措置要件に該当したとき 区分別期間に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第7号から第12号までに掲げる措置要件に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法の違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法の違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになった場合（前号に掲げる場合を除く。） 区分別期間の短期の2倍の期間

- (3) 別表第7号から第9号まで又は第12号に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があった場合（前2号に掲げる場合を除く。） 区分別期間の短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合において、当該入札談合等関与行為に関し、別表第7号から第9号まで又は第12号に掲げる措置要件に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなった場合を除く。） 区分別期間の短期に1月を加算した期間
- (5) 本市又は国、県、他市町村、一部事務組合、公団若しくは企業団（以下「公共的団体」という。）の職員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する競争入札妨害（以下「競争入札妨害」という。）又は同条第2項に規定する談合（以下「談合」という。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第10号から第12号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。） 区分別期間の短期に1月を加算した期間

（委員会の意見聴取）

第6条 市長は、第2条及び前2条の規定による指名停止及び指名停止の期間の変更（以下「指名停止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ上越市建設工事入札参加資格要件等審査委員会規程（昭和46年上越市訓令第13号。）に基づき設置する上越市建設工事入札参加資格要件等審査委員会に諮って意見を聴くものとする。ただし、市長が別に定める基準に該当する場合はこの限りでない。

（指名停止等の通知）

第7条 市長は、有資格業者の指名停止等を決定したときは、当該有資格業者に対し、次の各号に掲げる指名停止等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

- (1) 第2条及び第4条第6項の規定による指名停止 指名停止通知書（第1号様式）
- (2) 第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更 指名停止期間変更通知書（第2号様式）
- (3) 第4条第7項の規定による指名停止の解除 指名停止解除通知書（第3号様式）

2 市長は、前項の規定により有資格業者に対し指名停止等の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者から改善措置の報告を徴することができる。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名の回避)

第9条 市長は、有資格業者が別表左欄に掲げる措置要件に該当する事実を知ったときは、指名停止を行うまでの間、当該有資格業者の指名を回避するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年1月16日から実施し、同日以後に発生する指名停止に係る事案又は行為から適用する。

附 則

(実施期日等)

1 この要領は、平成24年4月2日から実施し、同日以後に発生する指名停止に係る事案又は行為から適用する。

(上越市庁舎等管理業者指名停止措置要領の廃止)

2 上越市庁舎等管理業者指名停止措置要領(平成14年10月10日実施)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年2月23日から実施する。

別表(第2条、第4条、第5条、第9条関係)

| 措 置 要 件  | 期 間                |
|--|--------------------|
| (虚偽記載)<br>(1) 本市(上越市ガス水道局を含む。以下「本市等」という。)が発注する契約に係る競争入札において、入札参加資格を証明する書類その他の入札に関する調査資料に虚偽の記載をし、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 市長が定めた日から1月以上6月以内  |
| (契約違反)<br>(2) 本市等と締結した契約の履行に当たり、契約に違反し、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。  | 市長が定めた日から2週間以上6月以内 |

|  |  |
|--|--|
| <p>(不適切な安全管理の措置により生じた損害等)</p> <p>(3) 本市等、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、本市の公の施設の管理を行う法人その他の団体をいう。)又はPFI事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により本市が選定した民間事業者をいう。)と締結した役務の提供に係る契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより次に掲げる事由に該当することになったと認められるとき。</p> <p>ア 有資格業者以外の人を死亡させ、若しくは負傷させ、又は有資格業者以外の人若しくは団体に損害(軽微なものを除く。)を与えたこと。</p> <p>イ 有資格業者である個人、法人の役員又は使用人を死亡させ、又は負傷させたこと。</p> | <p>市長が定めた日から<br/>1月以上6月以内</p> <p>2週間以上4月以内</p>                           |
| <p>(贈賄)</p> <p>(4) 次に掲げる人が本市の職員に対して行った贈賄(刑法第198条の罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(物品調達等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する人で、アに掲げる人以外の人(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる人以外の人(以下「使用人」という。)</p>   | <p>市長が逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> |
| <p>(5) 次に掲げる人が新潟県内の公共的団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>   | <p>市長が逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>  |
| <p>(6) 次に掲げる人が新潟県外の公共的団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>  | <p>市長が逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>                  |

|  |   |
|--|---|
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>(7) 新潟県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(8) 本市等が発注した業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(9) 新潟県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>  | <p>市長が定めた日から2月以上9月以内</p> <p>市長が定めた日から3月以上12月以内</p> <p>市長が刑事告発を知った日から2月以上9月以内</p>                                    |
| <p>(競争入札妨害又は談合)</p> <p>(10) 次に掲げる人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p> <p>(11) 本市等が発注した業務に関し、次に掲げる人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>   | <p>市長が逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>市長が逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上12月以内</p> |
| <p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>(12) 本市等が発注した契約に関し、次に掲げる事由に該当することになったとき(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)</p> <p>ア 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>イ 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> | <p>市長が逮捕、公訴又は刑事告発を知った日から6月以上24月以内</p>   |
| <p>(不正行為又は不誠実な行為)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が新潟県内において、業務に関し不正行為又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。ただし、新潟県外において、業務に関し不正行為又は不誠実な行為をし、契約の相手方として適当でないとは認められるときは、この限りでない。</p>   | <p>市長が定めた日から1月以上9月以内</p>  |

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| <p>(代表役員等の犯罪行為)</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として適当でない認められるとき。</p>      | <p>市長が定めた日から<br/>1月以上9月以内</p>  |
| <p>(暴力団関与等)</p> <p>(15) 代表役員等又は一般役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。</p>   | <p>市長が定めた日から<br/>12月以上</p>     |
| <p>(16) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>   | <p>市長が定めた日から<br/>12月以上</p>     |
| <p>(17) 代表役員等又は一般役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。</p>  | <p>市長が定めた日から<br/>12月以上</p>     |
| <p>(18) 代表役員等又は一般役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>                                  | <p>市長が定めた日から<br/>6月以上12月以内</p> |
| <p>(19) 代表役員等又は一般役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>   | <p>市長が定めた日から<br/>3月以上12月以内</p> |
| <p>(20) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第15号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>                                    | <p>市長が定めた日から<br/>3月以上12月以内</p> |
| <p>(21) 受注者が第15号から第19号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除権を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> | <p>市長が定めた日から<br/>3月以上12月以内</p> |

第1号様式（第7条関係）

指名停止通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

次のとおり指名停止したので通知します。

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 指名停止の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 指名停止の理由 |                 |
| そ の 他   |                 |

第2号様式（第7条関係）

指名停止期間変更通知書

様

第 号  
年 月 日

上越市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した指名停止について、次のとおり期間を変更したので通知します。

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 変更後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 変更の理由  |                 |

第3号様式（第7条関係）

指名停止解除通知書

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付け 第 号で通知した指名停止について、次のとおり解除したので通知します。

|       |       |
|-------|-------|
| 解除した日 | 年 月 日 |
| 解除の理由 |       |